

騒音環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A及びB	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

- 注1. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から翌日の午前6時まで。
2. AA：療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。
3. A：専ら住居の用に供される地域。
4. B：主として住居の用に供される地域。
5. C：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、次表の基準値とする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の単線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 dB 以下	65 dB 以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB 以下，夜間にあっては40 dB 以下）によることができる。

規定条文：「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）